

松戸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

松戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（会派に対する政務活動費）</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、当該会派の代表者が毎年4月1日（年度途中で新たに結成された会派にあつては当該会派の結成日）に当該会派の所属議員1人につき会派が受け取るべき政務活動費として申し出た額（月額<u>50,000円</u>を限度とする。）に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。この場合において、所属議員の数は、毎月1日（以下「基準日」という。）における各会派の所属議員数による。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（会派に対する政務活動費）</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、当該会派の代表者が毎年4月1日（年度途中で新たに結成された会派にあつては当該会派の結成日）に当該会派の所属議員1人につき会派が受け取るべき政務活動費として申し出た額（月額<u>80,000円</u>を限度とする。）に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。この場合において、所属議員の数は、毎月1日（以下「基準日」という。）における各会派の所属議員数による。</p> <p>2～6 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（議員に対する政務活動費）</p> <p>第4条 議員に対する政務活動費は、月額<u>50,000円</u>（議員が会派に属する場合であつて当該会派が政務活動費の交付を受けるときは、<u>50,000円</u>から前条第1項の規定により会派の代表者が申し出た額を控除して得た額）とし、基準日に在職する議員に対して、会派に対する政務活動費の例により四半期ごとに交付する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（議員に対する政務活動費）</p> <p>第4条 議員に対する政務活動費は、月額<u>80,000円</u>（議員が会派に属する場合であつて当該会派が政務活動費の交付を受けるときは、<u>80,000円</u>から前条第1項の規定により会派の代表者が申し出た額を控除して得た額）とし、基準日に在職する議員に対して、会派に対する政務活動費の例により四半期ごとに交付する。</p> <p>2～5 （略）</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。